

(仮称) ひばりが丘地区待機用児童ホーム保育業務委託仕様書

- 1 委託件名 (仮称) ひばりが丘地区待機用児童ホーム保育業務委託
- 2 履行場所 座間市ひばりが丘一丁目49番1号 ひばりが丘コミュニティセンター内
- 3 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

委託業務の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 入所児童の安全確保及び出欠確認
- (3) 入所児童の状態確認
- (4) 障がいのある子どもへの対応
- (5) 特に配慮を必要とする子どもへの対応
- (6) 保護者との連携
- (7) 地域、関係機関との連携
- (8) 衛生管理及び安全対策（簡易な日常清掃及び施錠管理業務を含む。）
- (9) その他放課後児童健全育成上必要な活動

5 対象児童

対象児童は、座間市児童ホーム入所に関する条例第3条に定めるものの内、座間市児童ホーム入所に関する条例施行規則第4条第1項の規定により入所決定を受けた児童とする。

6 職員の配置

座間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第7条を遵守し、職員の配置は2名以上とする。プール使用時は、3名以上の配置とする。

7 経費の支払い区分

座間市・受託者との経費の支払い区分は次に掲げるとおりとする。

- (1) 座間市が支払う経費
 - ア 施設管理経費
 - イ 保育業務に関する消耗品費
 - ウ 支給するおやつの賄材料費
 - エ 保育業務に関する通信料
 - オ 保育業務に関する保険料
 - カ 緊急時のタクシー借上料
 - キ 備品購入費

(2) 受託者が支払う経費

- ア 配置する職員の人件費及び座間市が開催する研修会へ参加する職員の人件費
- イ 職員採用時の健康診断料
- ウ 毎月1回の細菌検査料（代替を含む）

8 休所日

児童ホームの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、児童ホームの休所日を変更、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

9 開設時間

児童ホームの開設時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開設時間を変更することができる。

- (1) 学校の授業日
午後1時15分から午後7時まで。ただし、学校行事等のため短縮授業の場合は、この限りでない。
- (2) 学校の休業日
午前9時から午後7時まで。
- (3) 春、夏及び冬の学校の休業日に係る早朝保育
午前7時30分から午前9時まで。
- (4) 土曜参観及び運動会、学校行事等の振替休日、並びに卒業式開催日の早朝保育
午前7時30分から午前9時まで。

10 災害時の対応について

「座間市児童ホーム地震、風水害対応マニュアル」を遵守すること。

11 事業報告

事業報告書（児童ホーム日誌）を毎月翌月の7日までに子ども未来部子ども育成課へ提出し、事業完了後、7日以内に委託業務完了届を提出すること。

12 委託料の支払い

委託料の支払いは、毎月分の報告書の内容検査完了後、甲が適法なる請求書を受理した日から30日以内とする。

13 損害のために必要を生じた経費の負担

委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者の責に帰する事由による場合は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が座間市の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、座間市が負担するものとし、その額は、座間市、受託者が協議して定める。

14 目的外使用の禁止

委託業務以外の目的で施設を使用してはならない。ただし、当該受託者が主催する子ども育成課に係る事業で、事前に座間市と協議調整し許可を受けた場合は、この限りでない。

また、この許可を受けた事業の事故等の対応は、当該受託者が責を追う。

15 協議

この仕様書に定めのない事項については、座間市、受託者が協議してこれを解決するものとする。